

(仮称) 油津歴史資料館展示物制作等業務 仕様書

1 業務名称

(仮称) 油津歴史資料館展示制作等業務

2 業務の目的

日南市（以下、「市」という。）では、油津地区の歴史文化遺産を地域振興・観光資源に有効活用することにより、歴史文化の伝承及び地域の賑わい創出を図り、本市の課題である人口減少対策を講じるため、「油津の歴史文化遺産を活用したまちづくり計画」（以下、「油津まちづくり計画」という。）を策定。油津まちづくり計画事業の一つとして、日南市役所油津別館を「歴史資料館」に改修し、地域の歴史・文化を伝承するとともに、堀川運河を中心としたまちの周遊の拠点となる施設の整備を進めている。

本業務は、施設の核となる展示物等について、別添「(仮称) 油津歴史資料館展示物制作等業務積算図面資料（以下、「設計図書」という。）」に基づき制作・設置等を行い、地域の歴史・文化の伝承及びまちへの周遊の拠点となる歴史資料館を整備することを目的とする。

なお、本業務に係る仕様の詳細は、設計図書のとおりとし、本資料は、特に重要な点のみ抜粋して記載する。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

4 履行する施設

- (1) 施設名称 (仮称) 油津歴史資料館（日南市油津別館）
- (2) 敷地の場所 日南市材木町12-2

5 業務範囲

- (1) 1階展示エリア 275.16 m²
- (2) 2階展示エリア 121.84 m²

6 業務内容

- (1) 設計図書に示す展示物等を、市が指定する作業時間内に制作、設置場所への設置等を行う。
- (2) 業務内において制作物等の十分な試運転及び調整を行い、恒常的に使用可能な状態とすること。
- (3) 施設オープン後、職員が支障なく運営できるよう、また、機器不良の際の対処法等について、職員に十分に説明を行うこと。
- (4) 資料作成等補助業務に必要な関係官公庁との協議、現地調査、立会い、各種打ち合わせ等の業務上、必要な資料作成に協力すること。
- (5) 業務の実施にあたっては、市が設置する監理者及び市の学芸員と密に連携すること。
- (6) 地元業者や飫肥杉などの地元産材を積極的に活用すること。

(7) 具体的な業務は以下のとおり。詳細は設計図書による。

- ① 内装・造作工事
- ② 展示ケース製作
- ③ 模型製作
- ④ 演示具製作
- ⑤ 原稿制作
- ⑥ サイン製作
- ⑦ グラフィック制作
- ⑧ 映像装置制作
- ⑨ 体験展示制作
- ⑩ 展示照明／電気工事
- ⑪ その他（展示品設置、既製家具設置、備品設置等）

7 関連工事との連携

本業務の実施期間において、以下の関連工事を実施しているため、本業務の円滑な進捗を図るため、市財産マネジメント課及び各工事の施工業者と密に連絡を取り、工程・施工意匠等の調整を行うものとする。

(1) 関連工事の概要等

① 建物改修工事

ア 概要	建物全体の改修工事。建築主体工事・機械設備・電気工事に分けて発注。		
イ 完成予定日	令和8年11月末		
ウ 施工業者	建築主体工事	吉田・由良建設工事共同企業体	
	機械設備工事（水道）	有限会社	森山設備
	電気工事	株式会社	宮元電設

② 外構工事

ア 概要	建物正面側駐車帯及び裏側ウッドデッキ整備
イ 完成予定日	令和9年2月下旬
ウ 施工業者	公募開始時点では未定

③ 什器設置工事

ア 概要	建物内部の展示什器の制作・設置工事
イ 完成予定日	令和9年2月下旬
ウ 施工業者	公募開始時点では未定

(2) 関連工事に係る特記事項

- ① 建物改修工事に伴う足場の撤去は、令和8年11月中旬頃を予定。
- ② 展示物の一部は、什器設置工事で設置された什器に展示するものもある。
- ③ 建物内部への入り口は、最大で横1,800mm、高さ2,000mmとなっているため、展示物（特にジオラマ）の搬入に当たっては、留意すること。

8 個人情報の取扱い及び情報セキュリティ対策について

業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限にとどめ、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。また、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じること。

9 提出書類

提出書類は、関係法令、約款に定めるものの他、設計図書に示す次のものとする。なお、提出時期等については、市と協議の上決定する。

- (1) 完成図
- (2) 施工計画図
- (3) 施工図
- (4) 展示造作取扱説明書
- (5) 完成写真
- (6) 製作工程写真
- (7) その他市が指定したもの

10 その他

- (1) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、市担当職員との打合せ協議は、必要に応じてその都度行う。
- (2) 展示物の一部は市が搬入を行うものもあるため、搬入の時期等は協議の上、決定する。
- (3) 設計図書に記載の施設名称（油津歴史資料館）は仮称であり、正式名称が決定次第、市から委託者へ通知する。
- (4) 業務における成果品を含むすべての制作物については、市が著作権を持つものとする。
- (5) 本仕様書及び設計図書に定めのない事項については、委託者と受託者において協議の上、決定する。